

## TOYAMATCH利用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、TOYAMATCH事業実施要綱（以下「要綱」という。）で定めるもののほか、利用会員に関して事業に必要な事項を定める。

(利用手続)

第2条 会員証の交付を希望する者は、次の各号のいずれかの方法により登録を行うものとする。

- (1) 運営サイト
- (2) 様式第1号

2 県は、前項各号に定める申込みを受けたときは、内容を確認し、運営サイトによる表示又は郵送等により会員証を交付するものとする。

3 利用会員の登録をもって県からの配信メールを受信することに同意したものとみなす。

4 会員証の交付を希望する者は、第1項に定める申込みを行ったときに、要綱及びこの規約に定める県との権利義務関係に同意したものとみなす。

(会員証の利用等)

第3条 利用会員は、協賛事業者が提供するサービスを利用しようとするときは、会員証を提示するものとする。ただし、協賛事業者が会員証の提示を必要としない場合は、この限りでない。

2 利用会員は、本事業のサービスが協賛事業者の協力により提供されることを理解し、適切な利用を行うものとする。

3 会員証の有効期間は、発行日より2年間とし、有効期限を過ぎて使用してはならないものとする。県は運営サイトから発行した会員証が有効期限に達したと判断されるときは、登録廃止の手続を行うものとする。また、紙で発行した会員証の利用期限が過ぎた場合は、利用会員が自ら速やかに廃棄しなければならない。

なお、引き続き利用を希望する者は、前条に定める方法で再登録を行うものとする。

4 会員証は、登録した利用会員のみが利用できるものとし、それ以外の者に貸与又は譲渡してはならないものとする。

5 利用会員は、会員証を紛失又は毀損した場合は、前条に定める方法により再登録を行うものとする。

6 利用会員は、登録内容に変更が生じた場合は、運営サイト又は様式第2号により変更登録を行うものとする。

7 利用会員は、本事業の利用を中止するときは、運営サイト又は様式第3号により退会登録を行うものとする。

(会員登録の取消)

第4条 県は、利用会員が次の各号に該当する場合は、登録を取り消すことができるものとする。

- (1) この規約に違反した場合
- (2) 会員証発行後に要綱第5条に規定する要件を満たさなくなった場合
- (3) その他、利用状況が本事業の趣旨にそぐわないと認められる場合

2 前項の規定により利用登録を取り消した場合は、その後の再登録を認めないものとする。

(運営サイト)

第5条 県は、利用会員が運営サイトの利用に際して必要な通信手段、機器等の準備又は操作に関して一切関与しないものとする。

2 利用会員が運営サイトの利用に際して用いる通信手段の通信料金は、利用会員自身の負担とする。

3 県は、次の各号に該当する場合は、利用会員に事前に通告することなく、運営サイトの利用の全部又は一部を停止又は中断することができるものとし、これに起因して利用会員が被った損害について責任を負わないものとする。

- (1) 運営サイトに係るシステムの保守・点検作業を定期的又は緊急的に行う場合
  - (2) コンピュータ、通信回線等が事故により停止した場合
  - (3) 地震、火災、停電その他の非常事態によりサイトの運営が困難な場合
  - (4) その他、運営サイトの管理運営上支障があると認める場合
- (個人情報保護)

第6条 県は、利用会員の登録情報等本事業の事務を遂行するために必要な個人情報の収集、利用、管理、廃棄等について、富山県個人情報保護条例（平成15年富山県条例第1号）に基づき、適正に取り扱うものとする。

2 県は、利用会員の情報を登録事業者に提供しないものとする。

(保証の否認及び免責)

第7条 運営サイトにおける情報の掲載は、各登録事業者の協力により提供するものであり、県は、同サイトに掲載された情報の完全性、正確性、有用性等の保証を行うものではない。

2 県は、利用会員と登録事業者との間の実際の取引等には一切関与しないものとし、本事業に関連して利用会員において何らかの損害、損失、費用等が生じた場合にも、県はこれを賠償又は補償する責任を一切負わないものとする。

3 前二項に規定するもののほか、本事業に関連して利用会員と登録事業者その他第三者との間で生じたトラブルに関し、県の責に帰すべき事由に起因するものであることが明らかでない場合を除き、県は一切責任を負わないものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第8条 利用会員は、この規約に基づく自己の権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡又は転貸、売買、名義変更、質権その他の担保に供する等の行為をしてはならないものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第9条 この規約の成立、効力、履行及び解釈については、日本法が適用されるものとする。また、この規約に関して、利用会員と県との間で紛争が生じた場合における第一審の専属的管轄裁判所は、富山地方裁判所又は富山簡易裁判所とする。

(協議解決)

第10条 この規約に定めのない事項又はこの規約の解釈に疑義が生じた場合は、利用会員及び県が互いに信義誠実の原則に従って別途協議のうえ、速やかに解決するものとする。

(規約の変更)

第11条 この規約の内容は、必要に応じ、利用会員の事前の承諾を得ることなく、県において変更できるものとする。

2 この規約の変更に関する告知は、運営サイトへの掲載の方法のみにより行うものとする。また、運営サイトに随時掲載又は追加する附則又は規程類は、この規約の一部を構成するものとする。

3 利用会員は、運営サイトで最新の規約の確認を行うものとする。

(その他)

第12条 この規約に定めのない事項は、県が別に定めるものとする。

附 則

この規約は、令和4年9月5日から施行する。